

2025年4月11日

米国の追加関税措置に関する「特別融資」の取扱開始について

佐賀銀行（頭取 坂井 秀明）は、このたびの米国の追加関税措置の発効と相互関税の発表を受け、その影響が懸念される中小企業や個人事業主の事業者さまの資金繰り支援のため、「特別融資」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

お客さまのご相談に対し、迅速かつきめ細やかに対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

記

取 扱 期 間	2025年4月14日（月）から必要と認められる期間
対象のお客さま	米国の追加関税措置の発効により、その影響が懸念される中小企業や個人事業主の事業者さま
資 金 使 途	追加関税措置の影響に関連する資金
ご 融 資 金 額	1億円以内
ご 融 資 期 間	運転10年以内（据置1年以内）、設備15年以内（据置1年以内）
ご 融 資 利 率	当行所定の金利（変動金利）

※お申込みに際しては、当行所定の審査をさせていただきます。

以 上

《本件に関するお問い合わせ先》
審査管理部 担当：山岡
TEL 0952(25)4567
<https://www.sagabank.co.jp>